



ノリタケカンパニーリミテドがノリタケカンパニーリミテド<5331> 株式の変更報告書を提出（買い増し）



ノリタケカンパニーリミテド<5331>について、ノリタケカンパニーリミテドが2月7日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株券等保有割合が1%以上増加したこと。」によるもの。

報告書によると、ノリタケカンパニーリミテドのノリタケカンパニーリミテド株式保有比率は、9.08%と1.01%買い増しした。

報告義務発生日は、2014年1月31日。